

諮問第57号に関する審議結果報告案（担当者素案）

1 条約採択に至る経緯

(1) ヘーグ国際私法会議における経緯

ヘーグ国際私法会議においては、2000年に、口座管理機関において保有される証券に関する準拠法ルールを明確にするための条約を作成することが提案され、2001年1月に作業部会、2002年1月に特別委員会が開催されて、この問題についての審議が行われた。そして、これらの審議結果及び審議の過程で数次にわたって作成された暫定的な条約草案に対する各国からの意見聴取の結果等を踏まえて、2002年6月に「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約草案」が作成された。同草案については、後述のヘーグ国際私法会議第19会期の開催前に、東京を含む世界各地で地域ワークショップが開催され、そこでも様々な議論が行われた。

そして、2002年12月2日から同月13日まで開催されたヘーグ国際私法会議第19会期において、同草案に基づき審議が行われ、その最終日に、「口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法に関する条約」（以下「本条約」という。）が採択されるに至った。

(2) 我が国における経緯

我が国においても、上述の作業部会や特別委員会に政府代表を派遣して審議に参加してきたが、上述の特別委員会が開催された直後である平成14年2月13日に開催された法制審議会第136回会議において「ヘーグ国際私法会議において作成のための審議が行われている間接保有に係る証券の準拠法に関する条約の内容、その批准の要否、批准を要するとした場合には国内法整備の要否及び整備を要するとした場合には整備すべき事項の骨子につき、御意見を承りたい。」との諮問（第57号）がされ、これを受けて間接保有証券準拠法部会が設置され、同部会において審議検討を行うこととされた。同部会は、平成14年7月25日に第1回会議を開催し、以後、21回にわたって会議を開催して、本条約が成立するまでは条約草案に対する日本政府の意見や外交会議における対処方針を作成するための審議・検討を行

い、本条約の成立後は、本条約の Explanatory Report 案に対する日本政府の意見の作成のための審議・検討や、具体的な事例に則した問題点等の本条約の解釈上・実務上の論点をはじめとする、本条約の批准の要否に関する審議・検討を行ってきた。

2 本条約の内容

本条約は、口座管理機関によって保有される証券についての権利の準拠法を決定するルールを定めたものであり、このルールの主要な点は、次のとおりである。

(1) 本条約の適用範囲

本条約によって準拠法が決定される事項は、口座管理機関によって保有される証券について、証券口座への増額記録に起因する権利の法的性質及び第三者等に対する効果、口座管理機関によって保有される証券の処分の法的性質及び第三者等に対する効果、当該処分のパーフェクション（処分の当事者以外の者に対して当該処分を有効にするために必要なすべての手段の完了をいう（第1条第1項(h)）。）の要件、口座管理機関によって保有される証券に関する利益の優先関係等の第2条第1項各号に列挙された事項であり（第2条第1項）、証券の発行者の権利義務等についての準拠法を定めるものではない（同条第3項）。

(2) 準拠法決定の原則規定

(1)の事項についての準拠法は、第1次的には、口座管理契約を規律する法律として明示に合意された国の法律（口座管理契約において当該事項について他の国の法律を適用することを明示的に定めた場合には、その法律）による（第4条第1項）。

(3) 準拠法決定の補充規定

(2)により準拠法が定まらない場合には、まず、①書面による口座管理契約において関連口座管理機関の特定の事務所を通じて当該口座管理契約が締結されたことが明示され、かつ、その内容が明確であるときは、当該事務所が存在する国の法律（第5条第1項）が、②①により準拠法が定まらないときは、書面による口座管理契約が締結された時（そのような契約がない場合

には証券口座の開設時)における関連口座管理機関の設立準拠法所属国の法律(同条第2項)が、③②によっても準拠法が定まらないときは、書面による口座管理契約が締結された時(そのような契約がない場合には証券口座の開設時)において関連口座管理機関が営業所(営業所が複数ある場合には、主たる営業所)を有する国の法律(同条第3項)が準拠法となる。

(4) 準拠法の変更

(2)、(3)により準拠法が定まった後でも、当事者間の合意により、準拠法を変更することが可能である(第7条)。

(5) 本条約発効前の口座管理契約に対する本条約の適用

本条約は、本条約が発効する前に締結された口座管理契約にも、原則として適用される(第16条)。

なお、本条約の英仏正文及びその仮訳は、別紙のとおりである。

3 本条約の批准等についての意見

(1) 株式や社債等の証券の国際的な取引(譲渡や担保権の設定等)における証券上の権利の帰属等についての準拠法は、法の適用に関する通則法第13条の規定により、証券所在地法によることになるかと一般に考えられてきた。

しかしながら、口座管理機関によって保有される証券については、物理的な券面が中央集中的に証券上の権利の記録等を行う機関(以下「中央証券預託機関」という。日本では、株券等の保管及び振替に関する法律第2条第2項に規定する「保管振替機関」と、社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する「振替機関」がこれに該当する。)に預託されたり、個別の券面を預託する代わりに「大券」という1枚の券面だけを発行してそれが中央証券預託機関に預託されたり、そもそも券面が発行されずに、中央証券預託機関や口座管理機関に証券上の権利の記録が行われるのみだったりしている。そして、末端の投資家は、券面を保有せずに、証券会社や金融機関等の口座管理機関に自己名義の証券口座を開設し、保有する証券の銘柄とその数等を当該証券口座に記帳することによって、証券に関する権利を保有することとされている。このような証券の譲渡やこれに対する担保権の設定は、券面の授受によらずに、証券口座に増額・減額記帳をするという証券口座の

記録の振替によって、行われる。

このような口座管理機関によって保有される証券の譲渡や担保権の設定等について、上述の一般的な考え方に従って証券の所在地によって準拠法を定めるとすることは、券面が発行されている場合であっても、末端の投資家はその保有する証券についての券面がどこに保管されているかを特定することは困難であり、また、仮にその所在地を特定することができたとしても、その地が準拠法を決めるのに適当な最密接関連地ということとはできない場合が多いという問題がある。また、券面が発行されていない場合には、そもそも証券所在地自体を観念できないので、証券所在地は準拠法を定める基準とはなり得ないところ、この場合の準拠法の決定方法について、判例はなく、学説も定まっていない。

このように、国際的な証券の譲渡や担保権の設定等についての準拠法がどの国の法律となるかは不明確であって、当事者の予見可能性や法的安定性を確保することができない状況にあるところ、このような状況は、我が国のみならず特有のことではなく、世界各国においても同様の状況にある。

そこで、本条約を批准すれば、口座管理機関によって保有される証券が国際的に取引される場合における証券上の権利についての準拠法決定ルールが明確になり、取引当事者にとって予見可能性と法的安定性が高まることになることから、本条約を批准する意義は大きいものと考えられる。

また、本条約は準拠法ルールを定めるものであるところ、その準拠法ルールの内容は条約自体で書き切られており、国内法による補充を要する部分はないので、本条約の批准のために国内法を整備する必要はなく、本条約の直接適用によって対処することができる。

- (2) しかしながら、本条約は、証券の国際的な取引における証券上の権利についての準拠法決定ルールについて、全世界的な統一ルールを定め、口座管理機関によって保有される証券の国際的な取引についての法的安定性を高めようとするものであるため、国際的証券市場の中心であるヨーロッパ諸国及びアメリカ合衆国を含む主要国が本条約を批准しなければ、その意義は大きく減殺されてしまうところ、本条約は、その成立から5年以上が経過したにもかかわらず、2006年7月にアメリカ合衆国とスイスの2か国が署名した

のみであり、両国においても批准には至っていないことから、いまだ発効するには至っていない（第19条参照）。また、ヨーロッパ諸国においては、ヨーロッパ連合（EU）内部で本条約の検討が行われているところ、主要国を含む構成国の一部に根強い反対があり、批准の見通しは立っていない状況にある。

他方で、アメリカ合衆国とヨーロッパ連合の双方が本条約を批准するという場合には、主要な国際的証券市場において本条約が定める準拠法ルールが適用されることになるので、我が国の証券市場の国際的地位を維持する観点からも、これらの国々に後れることなく、本条約を我が国が批准することが必要になると考えられる。

- (3) そこで、本条約については、ヨーロッパ連合における検討の帰趨を見極めた上で、適切と考えられる時期に、我が国も批准すべきものと思料する。